

自動販売機設置事業者募集要項

東大阪市企画財政部資産経営室資産経営課が行う自動販売機設置事業者（以下、「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 公募物件について

別添の公募物件一覧表及び物件個別明細を参照のこと。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。なお、設置事業者として決定した後に応募資格要件を満たしていないことが判明した場合は、設置事業者としての使用許可を取り消します。

(1) 過去に自動販売機設置事業を行っていること

(2) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること（法人の場合は代表者）

① 成年被後見人

② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑥ 破産者で復権を得ない者

(3) 次の①から⑦までのいずれにも該当しない者（①から⑦までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後3年を経過した者を含む。）であること。

① 東大阪市との契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

② 東大阪市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

③ 東大阪市との契約予定者が東大阪市と契約を締結すること又は東大阪市との契約者が契約を履行することを妨げた者

④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により東大阪市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

⑤ 正当な理由がなく東大阪市との契約を履行しなかった者

⑥ 東大阪市との契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

⑦ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

(4) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。（該当の場合のみ）

(5) 東大阪市暴力団排除条例（平成24年3月30日東大阪市条例第2号）第2条第1号から第3号の規定に該当しない者（法人の場合は法人及び代表者）であること。また、同規定に掲げる者から委託を受けた者及び関係団体でないこと。

- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (7) 国税及び地方税を納付していること。

※（５）については、申込みの際提出いただく役員名簿により、該当の有無を確認することがあります。

3 公募条件等

（１）使用料等

① 使用許可の期間

使用許可の期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日とします。

② 許可期間の更新

- ・許可期間は1年度ごとの更新制とします。翌年度も継続設置をする場合は、必ず毎年度、期間満了の1ヶ月前までに申請してください。
- ・最長で令和10年3月31日まで使用許可の更新が可能です。

※公用・公共用としての使用の必要性や使用状況を勘案して支障がないと東大阪市が判断する場合で、かつ当初の公募条件を変更しないことを前提とする。

③ 使用料

東大阪市が設定する最低使用料以上で申し込みのあったもののうち、最高の応募価格をもって使用料（年額・税込み）とします。

使用料は東大阪市の発行する納入通知書により、東大阪市の指定する期限（令和7年3月31日（月））までに全額納付してください。

④ その他必要経費等

光熱水費は子メーターの設置を原則とし、設置事業者の負担とします。請求額は実費徴収とします。

⑤ 設置条件

設置する自動販売機の大きさは、物件個別明細の設置位置図に設置可能範囲を示していますので、その範囲内に設置できるものとしてください。

（２）使用上の制限等

次のことを遵守してください。

- ① 使用許可の条件を遵守し、使用料を確実に納付すること。
- ② 使用期間中に2－（４）にかかる許認可等の免許の取消しを受けていないこと。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、東大阪市の指示に従うこと。
- ⑤ 酒類（類似品を含む。）・たばこの販売は行わないこと。
- ⑥ 販売品目は飲料品（乳飲料も可。）とし、標準小売価格より高い価格で販売しないこと。
- ⑦ 別添の物件個別明細に記載の販売品目の条件を満たすこと。
- ⑧ 災害時の飲料水提供等の社会貢献事業が可能であること。
- ⑨ 「東大阪市プラスチックごみゼロにトライ！宣言」の理念に基づき、使い捨てプラスチックの使用削減及びプラスチックごみの適正処理を行うこと。
- ⑩ 設置する自動販売機については、東大阪市環境物品等調達基準に定める環境配慮性能を概ね満たしていること。

（３）維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。

また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

- ② 自動販売機に併設して、原則として自動販売機 1 台に 1 個の割合で使用済容器の回収ボックスを設置するとともに設置事業者の責任で適切に分別回収・処分すること。
 - ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
 - ④ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全設置すること。
 - ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については設置事業者の責において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- (4) 使用許可の取消及び変更
- 市が許可物件を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがあります。
- (5) 原状回復
- 設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を東大阪市に請求することができません。
- (6) 実績報告
- 設置事業者は、許可期間満了時又は東大阪市の求めに応じ、設置した自動販売機の売上金額及び売上本数を報告してください。

4 応募申込手続き

(1) 申込方法

4－(2) 記載の必要書類を提出してください。なお、提出については『4－(3) 書類の提出について』をよくご確認のうえ、提出してください。

【提出先】

〒577-8521

東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市 企画財政部 資産経営室 資産経営課 宛
(東大阪市役所12階)

申込受付期間 令和7年2月18日(火)～令和7年2月20日(木)

【受付時間：午前9時30分～正午、午後1時～午後5時】

(2) 必要書類(各1部) ※①、②、③、④、⑦については本市所定の様式とします。

- ① 応募価格提案書 ※定型封筒に封入のこと

※¥マーク漏れ及び金額の修正がある提案書は無効とします。

- ② 応募申込書
- ③ 誓約書(様式その1)
- ④ 役員名簿

※個人事業主は代表者のみ。住所は各役員の住所を記載してください。所定様式に記載している情報があれば他の資料で提出いただいてもかまいません。ここで提出いただく情報は暴力団排除条例及び同施行規則に基づく照会にのみ使用し、他の用途では使用しません。**各項目は必ずもれなく記入してください。**確認ができない場合、本市が定める開始日からの使用許可ができなくなる場合があります。

- ⑤ 税務署が発行する納税証明書(国税) 【写し可】

法人の場合は【様式その3の3】(「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用)、個人の場合は【様式その3の2】(「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用)を提出してください。

※納税証明書は、令和6年11月20日以降に発行されたものに限りです。

- ⑥ 各市区町村等にて発行する納税証明書(市町村民税) 【写し可】

「滞納がない証明書（完納証明書）」または市区町村（東京都区部の場合は都税事務所）で発行される下記２点の納税証明書を提出してください。

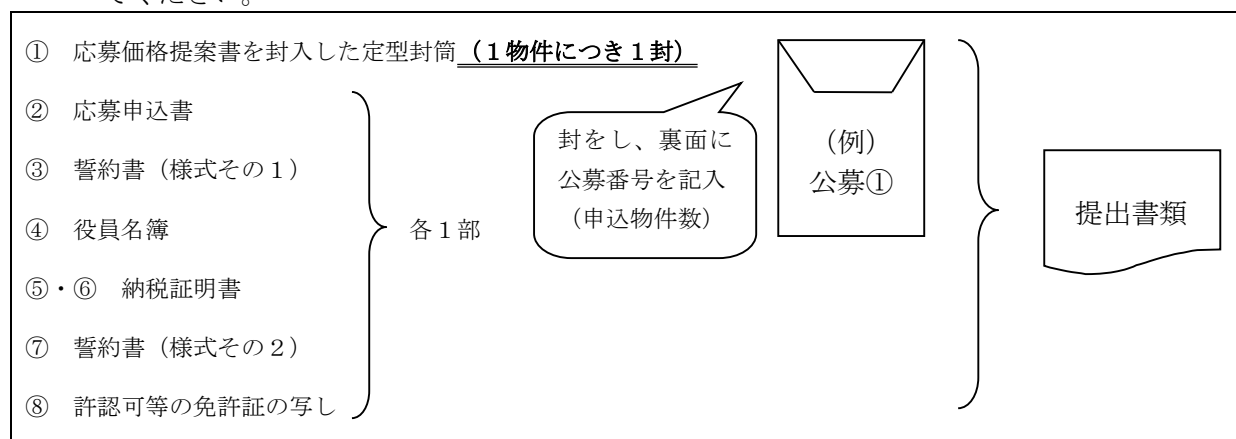
- ・市町村民税（法人においては、法人市町村民税）について直前２年間分
※２期分でなく２年間分です。決算期の変更等により２期の合計が２年間に満たない場合、さらに追加し合計２年間以上となるように納税証明書を提出してください。
- ・土地家屋にかかる固定資産税及び都市計画税について直前２年度分
※固定資産税及び都市計画税について課税対象外の場合は、納税証明書の代わりに誓約書（様式その２）を提出してください。
- ※土地家屋にかかる固定資産税及び都市計画税について、直前２年度の中で納税証明書が発行されない期間がある場合は、発行される期間分の納税証明書に加えて誓約書（様式その２）を提出してください。
- ※応募申込を本店でおこなう場合は、本店の所在地の市区町村で発行された納税証明書に限りです。応募申込を支店等でおこなう場合は、支店等の所在する市区町村で発行された納税証明書に限りです。
- ※納税証明書は、令和６年１１月２０日以降に発行されたものに限りです。

⑦ 誓約書（様式その２） ※該当の場合のみ

⑧ ２－（４）にかかる許認可等の免許証の写し ※該当の場合のみ

（３）書類の提出について

- ・持参又は郵送で提出してください。
- ・郵送の場合は、配達証明付書留郵便に限るものとし、提出期限内必着で提出してください。
また、発送後その旨を資産経営課（TEL：06-4309-3017）まで連絡してください。なお、理由の如何を問わず期限内に資産経営課まで書類が到着しない場合や書類に不備がある場合は受付ができませんので、十分余裕を持って提出してください。
- ・応募価格提案書のみ定型封筒（長形３号など）に入れた上で封（糊付け）をしてください。
また当該封筒の裏面に油性ボールペン等で公募物件番号を記入してください。（次図参照）
複数の公募物件に申し込むことができますが、応募価格提案書は１物件ごとに封筒を分けてください。



（４）注意事項

- ・応募価格提案書は必ず金額の冒頭に¥マークを入れてください。また金額の修正は認めません。金額を間違えた場合は新たに提案書をダウンロードのうえ、作成してください。¥マーク漏れ及び金額の修正がある提案書での応募は無効とします。
- ・一度申込みを受理した後は、申込み物件の追加や取消しはできません。

5 設置事業者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査の後、応募価格提案書を開封し、東大阪市が設定する最低使用料以上かつ最高の応募価格で申し込みを行った者を設置事業者として決定します。販売品目の売値は、審査の対象となりません。
- (2) 最高となるべき応募価格での申し込みが2者以上ある場合は、当該応募者にその旨連絡し、令和7年2月27日（木）10時より市役所本庁舎12階東側会議室にて当該応募者立会いのもと、くじにより設置事業者を決定します。くじ当日に当該応募者が参加できない場合は、本市が指定する職員にてくじを引きます。
- (3) 設置事業者の決定及び公表について
決定日は令和7年2月28日（金）の予定です。同日中に資産経営課にて設置事業者決定一覧を作成、公表するとともに、東大阪市ウェブサイト上において決定金額及び設置事業者を公表します。（個人の方に決定した場合は「個人」とのみ表記します。）設置事業者を決定した後、決定者に書面で通知します。

6 使用許可申請の手続き等

設置事業者に決定した者は、決定通知文の到着後速やかに、行政財産使用許可申請書に決定通知書の写しを添えて各施設所管所属（物件個別明細参照のうえご確認ください）へ提出してください。

7 設置事業者の決定（使用許可）の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定（使用許可）を取り消し、場合により次回以降の設置事業者の公募に参加できません。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- ② 設置事業者が応募資格要件を満たしていない場合。また設置事業者において応募資格要件に反する事実があることを市が確認した場合。
- ③ 設置事業者の決定後の辞退等、公募選定事務の円滑な執行を困難にする行為と市が判断した場合。

8 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。

○ 募集に関する問い合わせ先

【公募選定の総括に関すること】

東大阪市 企画財政部 資産経営室 資産経営課
東大阪市荒本北一丁目1番1号（東大阪市役所12階）
電話 06-4309-3017（直通）
担当 辻西・服部

【各物件の詳細に関すること】

設置を希望する物件の物件個別明細に記載の担当者までご連絡下さい。